

特許法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年十二月二十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第四百三十号

特許法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十一号)の一部及び特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(特許法施行令の一部改正)

第一条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の二」を「第二条」に、「第一章の三」の特許権の存続期間の延長登録(第一条の三・第二章 判定に関する手続(第二条―第十一条) 第三章 審査官及び審判官の資格(第十二条・第十三条)

「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める。

「第二章 判定に関する手続」を削る。

「第二章 判定に関する手続」を削る。

第二章から第四条までを削る。

第五条から第十一条までを次のように改める。

第一章の三を第二章とする。

第三章 審査官及び審判官の資格」を「第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格」に改める。

第四章中第十三条の二を第十三条の三とする。

第十三条中、「一」を「いずれかに」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(審判書記官の資格)

第十三条の二 審判書記官の資格を有する者は、職務の級が行政職俸給表(一)による四級以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、工業所有権研修所における所定の研修課程を修了したものである。

一 通算して五年以上特許庁において工業所有権に関する事務に従事した者

二 審判の手続に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

第十四条及び第十五条を次のように改める。

(資力に乏しい者)

第十四条 特許法第九十九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特許法第九十九条第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一号第一項各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税(特別区民税を含む。次条第二項第二号において同じ。)が課されていないこと(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者以下、非居住者)といつては、通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと。

八 所得税が課されていないこと(非居住者にあつては、通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと。)

二 特許法第九十九条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからニまで(個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。)を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、ロ及びニ)のいずれにも該当すること。

イ 資本の額又は出資の総額(資本又は出資を有しない法人にあつては、通商産業省令で定める額)が三億円以下の法人であること。

ロ 設立の日(合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日)以後五年を経過していないこと。

ハ 法人税(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者(次条第三項第二号において「居住者」といふ)にあつては、事業税)が課されていないこと(非居住者にあつては通商産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が通商産業省令で定める額に満たないこと、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人(次条第三項において「外国法人」といふ)にあつては通商産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。)

二 イから八までに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つていない法人がないこと。

(減免又は猶予の申請)

第十五条 特許法第九十九条の規定による特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の番号

三 特許法第九十九条第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる者の別

四 特許料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を必要とする理由

二 特許法第九十九条第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する書面(非居住者にあつては、通商産業省令で定める書面)

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面(非居住者にあつては、通商産業省令で定める書面)

三 特許法第九十九条第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他通商産業省令で定める書面を添付しなければならない。

一 定款又は法人登記簿の謄本(資本又は出資を有しない法人にあつては定款、寄附行為又は法人登記簿の謄本及び前事業年度末の貸借対照表、外国法人又は個人にあつては通商産業省令で定める書面)

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面(居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国法人にあつては通商産業省令で定める書面)

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めのある書